

## 山梨県シニア世代就農促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、本県農業の担い手の確保・育成を図るため、公益財団法人山梨県農業振興公社(以下、「農業振興公社」という。)が行うシニア世代(概ね50歳以上の中高年齢者)の就農支援に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金の交付対象等)

第2条 前条に規定する事業の補助区分及び補助対象経費、補助率、軽微な変更については、別表に掲げるとおりとする。

### (補助金の交付申請等)

第3条 規則第4条の規定による補助金の交付申請は、交付申請書(様式第1号)により、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

### (補助金の交付条件)

第5条 補助金の交付条件は規則第6条の規定によるもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を提出して知事の承認を受けなければならない。  
ただし、別表に掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) この事業により取得し又は効用の増加した財産等については、財産管理台帳(様式第5号)を整備し、善良なる管理のもと、効率的な運用を図るものとする。

### (補助金の交付)

第6条 補助金の交付は精算払いとする。ただし知事が必要と認める場合は、概算払いにより交付することができるものとする。

- 2 前項の規定により概算払いを受けようとする場合は、概算払請求書(様式第6号)を知事に提出するものとする。

### (状況報告)

第7条 規則第10条の規定による状況報告は、補助金の交付の決定に係る年度の11月30日現在において、遂行状況報告書(様式第7号)を作成し、当該年度の12月15日までに提出するものとする。

(実績報告)

第8条 事業が完了したとき、又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書(様式第8号)により、事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日、又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、農業振興公社に通知するものとする。

(処分の制限)

第10条 農業振興公社は、当該事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産(以下、「取得財産等」という。)については、知事が別に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(1) 1件当たりの取得価格が5万円以上の備品

(2) その他知事が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認められたもの

2 前項に規定する財産処分制限期間は、補助金交付の目的及び農林畜産関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)を勘案し、交付決定のときに示すものとする。

3 農業振興公社は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書(様式第9号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第11条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。ただし、取得財産等については、財産処分制限期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

補助区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
<p>1 シニア世代向け 就農啓発活動費 (就農セミナー・ツアー 就農促進PR動画・リーフレット作成等)</p>	<p>報償費、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製本費等)、 役務費、委託料、使用料及び賃借料、 備品購入費</p>	<p>当該補助事業費 の10/10以内</p>	<p>1 補助区分の活動費及び事務費において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合</p>
<p>2 シニア世代向け 農業技術研修活動費</p>	<p>報償費、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製本費等)、 役務費、使用料及び賃借料、 備品購入費</p>		<p>2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金額の増額を伴わない場合</p>
<p>3 推進事務費</p>	<p>給料、職員手当、共済費、賃金、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製本費等)、 役務費、委託料、使用料及び賃借料、 備品購入費</p>		

(様式第1号)

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

公益財団法人 山梨県農業振興公社  
理事長 氏 名 印

平成 年度山梨県シニア世代就農促進事業費補助金交付申請書

平成 年度において、次のとおり事業を実施したいので、山梨県シニア世代就農促進事業費補助金交付要綱第3条の規定により、補助金交付を申請します。

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 添付書類
  - (1) 事業実施計画書(別紙1)
  - (2) 知事が必要と認めるもの

(別紙1)

平成 年度山梨県シニア世代就農促進事業実施計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

区 分	活動内容	日数、時期、 人数等	備 考
1			
2			
3			

### 3 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A) + (B)	負担区分		備 考
		県補助金 (A)	その他 (B)	
合 計				

(注1) 「区分」の欄については、別表の補助区分から記入すること。

(注2) 備考欄には、経費の積算根拠を記入すること。

#### 4 収支予算（決算）

##### (1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 県補助金					
2 その他					
合 計					

##### (2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
合 計					

(注1)「区分」の欄については、別表の補助区分から記入すること。

5 事業完了（予定）年月日      年   月   日

(様式第2号)

番 号  
平成 年 月 日

公益財団法人 山梨県農業振興公社  
理事長 氏 名 殿

山梨県知事

平成 年度山梨県シニア世代就農促進事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号をもって申請のあった平成 年度山梨県シニア世代就農促進事業費補助金については、同補助金交付要綱第4条により、次のとおり交付決定しました。

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、補助金交付申請書の記載とおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 シニア世代就農促進事業費補助金交付要綱第10条に定める財産処分制限期間は次のとおりとする。

・ 年  
・ 年

- 4 補助事業の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

ア 補助区分の活動費及び事務費において、いずれか低い額の20%以内を増減させる変更

イ 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金額の増額を伴わない変更

- ( 2 ) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- ( 3 ) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- ( 4 ) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

#### 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- ( 1 ) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
  - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
  - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
  - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
  - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- ( 2 ) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- ( 3 ) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- ( 4 ) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は平成 年 4 月 1 0 日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない。

(様式第3号)

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

公益財団法人 山梨県農業振興公社  
理事長 氏 名 印

平成 年度山梨県シニア世代就農促進事業費補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け第 号により補助金の交付決定があった山梨県シニア世代就農促進事業費補助金について、次のとおり変更したいので、山梨県シニア世代就農促進事業費補助金交付要綱第5条の(1)の規定により申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更事業の内容
- 3 添付書類
  - (1) 事業実施計画書 (別紙1に準ずる)
  - (2) 知事が必要と認めるもの

(注)

- 1 事業実施計画書については、補助金の交付決定を受けた事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 添付書類については、補助金交付申請書に添付したのから変更があったもの限り添付すること。

(様式第4号)

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

公益財団法人 山梨県農業振興公社  
理事長 氏 名 印

平成 年度山梨県シニア世代就農促進事業費補助金中止(廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定のあった山梨県シニア世代就農促進事業費補助金について、次のとおり中止(廃止)したいので、同補助金交付要綱第5条の(2)の規定により申請します。

1 中止(廃止)の理由

(できるだけ具体的に記入すること)

2 中止の期間(廃止の時期)

(様式第5号)

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

事業実施年度	平成	年度	補助金名	山梨県シニア世代就農促進事業費補助金					
財産の内容	取得日	経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要
		事業費	負担区分		耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
			県費	その他					
財産の名称、設置場所、構造、数量等 詳細に記入する									

- (注)
- 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
  - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
  - 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
  - 4 この書式により難しい場合には、必要事項を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

(様式第6号)

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

公益財団法人 山梨県農業振興公社  
理事長 氏 名 印

平成 年度山梨県シニア世代就農促進事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定のあった山梨県シニア世代就農促進事業費補助金について、同補助金交付要綱第6条の規定により次のとおり概算払いの請求をします。

1 概算払請求額 円

2 内訳

補助金 交付決定額	既概算交付額	差引額 - =	今回概算請求額	備考
円	円	円	円	

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

口座振替

金融機関名

本店・支店(支店名 )

預金種別 当座・普通

口座名義

口座番号

(様式第7号)

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

公益財団法人 山梨県農業振興公社  
理事長 氏 名 印

平成 年度山梨県シニア世代就農促進事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け第 号により補助金の交付決定があった山梨県シニア世代就農促進事業の遂行状況について、山梨県シニア世代就農促進事業費補助金交付要綱第7条により次のとおり報告する。

事業名	総事業費	事業の遂行状況				備考
		11月30日まで完了したもの		12月1日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

(様式第8号)

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

公益財団法人 山梨県農業振興公社  
理事長 氏 名 印

平成 年度山梨県シニア世代就農促進事業実績報告書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定のあった山梨県シニア世代就農促進事業費補助金について、次のとおり事業を完了したので、同補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

1 補助金の額 円

2 添付書類

(1) 事業実績報告書(別紙1に準ずる)

軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(2) 知事が必要と認めるもの

(注) 1 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

2 口座振替の振込金融機関名、預金種別、口座名、口座番号等を記載したものを添付すること。

(様式第9号)

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

公益財団法人 山梨県農業振興公社  
理事長 氏 名 印

平成 年度山梨県シニア世代就農促進事業費補助金財産処分承認申請書

平成 年度山梨県シニア世代就農促進事業費補助金により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県シニア世代就農促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由

(添付書類)

財産管理台帳  
その他知事が必要と認める書類